

一般社団法人全国不動産協会兵庫県本部

第 1 回 定時総会

TRM

一般社団法人全国不動産協会兵庫県本部

一般社団法人全国不動産協会兵庫県本部

第 1 回 定時総会

令和 2 年 4 月 1 日より一般社団法人全国不動産協会は全国組織となりました。

一般社団法人全国不動産協会「地方本部の組織及び運営に関する規則」第 12 条第 2 項において、地方本部定時総会は、毎事業年度終了後 2 か月以内に 1 回開催すると定められております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、大規模集会等の自粛が求められているところであり、その収束はまだ先が見通せない状況です。

この状況を鑑みて、兵庫県本部代議員が一堂に会することを避けるべく、通常の定時総会開催に代えて、議案書の送付をもって開催することとし、「地方本部の組織及び運営に関する規則」第 17 条の規定に基づき、決議事項については、書面による議決権行使の方法により総会の議決を採ることといたします。

令和 2 年 4 月 28 日

一般社団法人全国不動産協会兵庫県本部
本部長 南村 忠敬

1.兵庫県本部代議員総数

66 名 (※) 基準日(令和 2 年 3 月 1 日)の正会員数 979 名に基づき算出

2.目的事項

報告事項

- (1) 令和 2 年度 事業計画に関する件
- (2) 令和 2 年度 収支予算に関する件

決議事項

第 1 号議案 地方本部役員の選任に関する件（任期 1 年）

- (1) 地方本部理事 27 名の選任
- (2) 地方本部監事 3 名の選任

第 2 号議案 総本部理事候補者 1 名の選出に関する件（任期 1 年）

第 3 号議案 総本部代議員 13 名の選出に関する件（任期 1 年）

報告事項（１） 令和２年度 事業計画に関する件

令和２年度 兵庫県本部事業計画書

自 令和２年４月 １日

至 令和３年３月３１日

１．会員支援事業

土地建物の税金ガイドの配布。新入会者への不動産法令集の配布。

２．不動産取引総合相談事業（公益目的事業）

総本部が実施する不動産取引に関する相談事業について、会員及び一般消費者等に HP 等を通じて案内する。

３．福利厚生事業

（１）共済事業

会員の福利厚生の充実を図るため、総本部が実施する下記共済事業の周知に努めるとともに、各事由に応じ、共済金等給付手続きを行う。

給付種別	給付金額
死亡共済金（７７歳以下）	１００万円
死亡見舞金（７８歳以上）	１０万円
入院見舞金	５万円
火災見舞金	５万円
配偶者弔慰金	５万円

（２）会員優待施設等の案内

総本部が各種企業と提携して優待価格で利用できる宿泊施設、観劇チケットを会員に案内する。

（３）会員親睦事業

会員間の交流を目的とし、下記事業を実施する。

No.	内 容	開催日程
１	親睦旅行	全国不動産会議翌日、翌々日
２	支部親睦会	適時（年２回開催予定）
３	支部忘年会	１２月開催予定
４	新入会座談会、懇親会	８月～９月に年１回開催予定
５	ゴルフコンペの企画・実施	適時（年２回開催予定）
６	青年部会員交流会	８月開催予定
７	青年部会員忘年会	１２月開催予定
８	支部交流会	月１回開催予定

4. 組織事業

(公社) 全日本不動産協会兵庫県本部と共同して下記事業を実施する。

- ①業界紙等への広告掲載
- ②入会促進グッズ制作

5. 広報事業

(公社) 全日本不動産協会兵庫県本部と共同して広報活動を行う。

6. その他事業

(1) 諸会議の開催

下記のとおり諸会議を開催する。

会議の名称	開催回数
令和2年度 定時総会	1回
理事会	7回
監査会	2回
各種委員会	適宜

(2) (公社) 全日本不動産協会と連携し、その他本会運営に関する施策等への協力・調整を図る。

(3) 研修会・講習会等の企画・運営、請負。

報告事項(2) 令和2年度 収支予算に関する件

令和2年度収支状況表(予算書)
令和2年4月1日～令和3年3月31日

(単位:円)

勘定科目	当期予算額	前期予算額	増減	備考
経常収益	11,591,500	0	11,591,500	
特定資産運用益	0	0	0	
受取入金	1,625,000	0	1,625,000	
正会員受取入金	1,625,000	0	1,625,000	
主たる事務所受取入金	1,375,000	0	1,375,000	@25,000×55社
従たる事務所受取入金	250,000	0	250,000	@25,000×10社
受取会費	9,526,500	0	9,526,500	
正会員受取会費	9,526,500	0	9,526,500	
主たる事務所受取会費	9,076,500	0	9,076,500	@9,000×981社+新規入会者
従たる事務所受取会費	450,000	0	450,000	@3,000×145社+新規入会者
運営協力金	0	0	0	
地方本部	0	0	0	
支部	0	0	0	
流通センター	0	0	0	
事業収益	440,000	0	440,000	
研修会収益	0	0	0	
受託収益	440,000	0	440,000	ラビー少額短期保険委託料
共済収益	0	0	0	
受取補助金等	0	0	0	
受取負担金	0	0	0	
受取寄付金	0	0	0	
雑収益	0	0	0	
経常費用	7,685,200	0	7,685,200	
会員支援事業費	889,100	0	889,100	
1 会議費	50,000	0	50,000	新入会座談会費
2 旅費交通費	20,000	0	20,000	新入会座談会費
3 通信運搬費	409,000	0	409,000	カレンダー送料・FAX送信費等
4 新聞図書費	397,200	0	397,200	土地建物の税金ガイド等
5 配布品制作費	12,900	0	12,900	不動産手帳
福利厚生事業	2,007,100	0	2,007,100	
1 会議費	1,431,000	0	1,431,000	親睦会費
2 旅費交通費	500,000	0	500,000	親睦旅行費
3 通信運搬費	73,100	0	73,100	FAX一斉送信費
4 支払手数料	3,000	0	3,000	
管理運営費	4,789,000	0	4,789,000	
1 会議費	500,000	0	500,000	総会会場費等
2 旅費交通費	229,000	0	229,000	理事会費等
3 印刷製本費	60,000	0	60,000	議案書代
4 支払負担金	4,000,000	0	4,000,000	全日兵庫へ
評価損益等調整前当期経常増減額	3,906,300	0	3,906,300	
評価損益等	0	0	0	
当期経常増減額	3,906,300	0	3,906,300	
経常外収益	0	0	0	
固定資産売却益	0	0	0	
経常外費用	0	0	0	
固定資産売却損	0	0	0	
固定資産除却損	0	0	0	
固定資産減損損失	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	3,906,300	0	3,906,300	
一般正味財産期首残高	2,407,128	0	2,407,128	
一般正味財産期末残高	6,313,428	0	6,313,428	
当期指定正味財産増減額				
指定正味財産期首残高				
指定正味財産期末残高				
正味財産期末残高	6,313,428	0	6,313,428	

決議事項

第 1 号議案 地方本部役員の選任に関する件（任期 1 年）

令和 2 年 4 月 1 日に一般社団法人全国不動産協会の全国組織化により、各都道府県に地方本部が設置されました。令和 2 年度より、公益社団法人全日本不動産協会・公益社団法人不動産保証協会に加え、一般社団法人全国不動産協会の兵庫県本部として活動していくこととなります。

つきましては、下記記載の 27 名を当本部理事候補者として提案いたします。（一般社団法人全国不動産協会地方本部の組織及び運営に関する規則第 22 条、兵庫県本部組織運営細則第 3 条）

なお地方本部理事の任期は、令和 3 年度に開催される兵庫県本部定時総会の終結までとなります。

①地方本部理事 27 名の選任

	商 号	氏 名	所属支部
1	山陽ホーム(株)	正田 雅史	姫路支部
2	(株)イエナガ地所	家永 秀則	
3	甲ハウジング	木村眞比古	
4	(株)東郷	東郷 進	
5	オフィス・マオ	玉田 裕子	
6	口福家	藤井 一義	
7	ビッグホーム流通(有)	早柏 克則	
8	(株)たけのこホーム	山本 博己	
9	第一住建(株)	南村 忠敬	神戸支部
10	(有)ホープセレクト	栗野 昌江	
11	(株)大超住建	篠田 秀樹	
12	(有)日野峰	辻木 均	
13	アクセルホーム	中尾 正人	
14	(有)スターハウジング	坪田由紀夫	
15	(株)ケイズホーム	三坂 和己	
16	(株)米原	米原 大輔	
17	アドヴァンス不動産(株)	奥田 博章	
18	(有)ハウスワーク	藤之原伸子	
19	(有)池田建築事務所	司 みゆき	阪神支部
20	(有)塚本企画	塚本弥寿彦	
21	三桝屋	大原 康旦	
22	(有)ひまわり商会	平川 晴美	
23	(有)ACT	高橋 始	
24	(株)エステートハウジング	塚本 芳行	
25	(株)昌宏住研	月城 浩	
26	(株)フェアリンク	吉川 裕昭	
27	(有)ホームバンク	藤岡 博	

②地方本部監事 3 名の選任

下記記載の 3 名を一般社団法人全国不動産協会兵庫県本部の監事候補者として提案いたします。(一般社団法人全国不動産協会地方本部の組織及び運営に関する規則第 22 条、兵庫県本部組織運営細則第 3 条)

なお今回選任する監事の任期も、理事同様、令和 3 年度に開催される兵庫県本部定時総会の終結までとなります。

	商 号	氏 名	所属支部
1	かじたに不動産	梶谷 清彦	姫路支部
2	(有)不老	不老 嘉彦	神戸支部
3	K S プランニング・サービス	上田 進	阪神支部

以 上

決議事項

第 2 号議案 総本部理事候補者 1 名の選出に関する件（任期 1 年）

総本部理事会において、当本部が所属する近畿地区協議会に総本部理事候補者の推薦数が割り当てられ、これを受けて、近畿地区協議会の正副会長会が開催され、当本部に 1 名の総本部理事候補者が割り当てられました。

本議案は、第 1 号議案 地方本部役員の選任に関する件（任期 1 年）で地方本部役員の承認を得られることを前提としておりますが、合理的な組織運営の観点から、全日・保証兵庫県本部の本部長である、**南村 忠敬氏**を総本部理事候補者として選出することを提案いたします。

なお一般社団法人全国不動産協会の組織改革（令和 2 年 4 月 1 日からの全国展開）に伴い、次年度以降、全日・保証と役員の改選時期を合わせるため、本総会において選任される総本部理事候補者の任期は、令和 3 年度に実施される総本部定時総会終了の時までとなります。

決議事項

第 3 号議案 総本部代議員 13 名の選出に関する件（任期 1 年）

兵庫県本部には、総本部より 13 名の代議員が割り当てられています。
なお、代議員の任期は令和 3 年度に実施する代議員選挙の終了の時までとなります。

総本部総会を構成する代議員選出については、各地区選挙会において選出された
兵庫県本部代議員より、立候補者及び推薦候補者を集約しております。

別紙資料 No.1 をご確認ください。

決議事項

第 3 号議案 総本部代議員 13 名の選出に関する件（任期 1 年）

兵庫県本部には、総本部より 13 名の代議員が割り当てられ、立候補の期限までに下記記載の 13 名の立候補の届け出がございました。

一般社団法人全国不動産協会代議員選挙管理委員会におきまして、立候補者全員が所定の資格を満たしていることを確認しましたので、規定に基づき、4 月 28 日付で全日兵庫会館 1 階掲示板及び全日兵庫ホームページへの掲載の 2 つの方法により立候補者の公示を行いました。つきましては、下記のとおり 13 名の立候補者を全国不動産協会総本部代議員として選出いただくよう提案いたします。（一般社団法人全国不動産協会定款第 14 条第 2 項）

なお代議員の任期は、令和 3 年度に実施する代議員選挙の終了の時までとなります。

総本部代議員候補者 13 名

	商 号	氏 名	所属地区
1	山陽ホーム(株)	正田 雅史	姫路地区
2	甲ハウジング	木村 眞比古	
3	(株)イエナガ地所	家永 秀則	
4	第一住建(株)	南村 忠敬	神戸地区
5	(有)日野峰	辻木 均	
6	(有)ホープセレクト	栗野 昌江	
7	(株)大超住建	篠田 秀樹	
8	アドヴァンス不動産(株)	奥田 博章	
9	(株)ケイズホーム	三坂 和己	
10	(有)塚本企画	塚本 弥寿彦	阪神地区
11	三桝屋	大原 康旦	
12	(株)エステートハウジング	塚本 芳行	
13	(株)昌宏住研	月城 浩	

以 上

一般社団法人全国不動産協会 兵庫県本部組織運営細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人全国不動産協会（以下「本会」という。）地方本部の組織及び運営に関する規則第48条第1項の規定に基づき、その従たる事務所である兵庫県本部（以下「当本部」という。）の組織及び運営に関し必要な細則を定めることを目的とする。

(地方本部代議員)

第2条 当本部に、地方本部代議員を置く。

- 2 当本部代議員の定数は、当本部に所属する正会員10名に1名の割合により各選挙区に割り当てる。10名に満たない端数の取扱いは、当本部理事会において別に定める。

(地方本部役員の定数)

第3条 当本部の地方本部役員の定数は、次のとおりとする。

- (1)地方本部理事 20名以上32名以内
- (2)地方本部監事 2名以上4名以内

- 2 当本部の地方本部理事のうち1名を本部長、5名以内を副本部長、2名以内を地方本部専務理事、10名以内を地方本部常務理事とする。

(地方本部常務理事会)

第4条 当本部に、地方本部常務理事会を置く。

- 2 当本部常務理事会は、本部長、副本部長、地方本部専務理事及び地方本部常務理事をもって構成する。
- 3 当本部常務理事会は、当本部理事会から委任された事項を決議するほか、当本部における事業の執行を円滑に行うために必要な事項を協議する。
- 4 前3項に定めるもののほか、当本部常務理事会の組織及び運営に関し必要な事項は、本会の理事会の決議に抵触しない範囲において当本部理事会において別に定める。

(支部)

第5条 当本部には、当本部理事会の決議により、支部を置くことができる。

- 2 支部の組織及び運営に関し必要な事項は、本会の理事会が定めるもののほか、当本部理事会の決議により、別に定める。

(規則等)

第6条 本会の理事会が定める規程及びこの細則に定めるもののほか、当本部の運営上必要な事項は、本会の理事会の決議に抵触しない範囲において当本部理事会において別に定める。

(細則の変更)

第7条 この細則を変更しようとするときは、当本部総会の決議を経て、本会の理事会の承認を得なければならない。ただし、本会の理事会の決議により変更されたときは、この限りではない。

- 2 前項の当本部総会の決議は、当本部に所属する総地方本部代議員の議決権の過半数を有する地方本部代議員が出席し、出席した当該地方本部代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

附 則

この細則は、令和2年4月1日より適用する。

ただし、令和2年度の地方本部代議員の定数については、第2条第2項の規定にかかわらず、当本部に所属する正会員15名に1名の割合により各選挙区に割り当てる。15名に満たない端数の取扱いは、当本部理事会において別に定める。

令和2年1月16日 理事会承認

